

(平成23年度実施分)

高等専門学校評価基準と 分析に当たっての留意点等について

(高等専門学校機関別認証評価に関する説明会)

独立行政法人大学評価・学位授与機構

第2サイクルに向けての基準見直しの基本方針

- 第1サイクルの期間に行われた法令等の改正への対応：

平成18年12月	教育基本法の全面改正
平成19年4月	学校教育法の一部改正
平成19年12月	学校教育法の一部改正
平成20年4月	設置基準の一部改正
- 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」、
「高等専門学校教育の充実について」
(平成20年12月)の趣旨の反映：
- これまでの認証評価の検証結果の反映
- 基準・観点に記載していた参照例示の留意点への移行

教育基本法

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、**これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。**

第2項 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

3

学校教育法

第115条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2項 高等専門学校は、**その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。**

4

学校教育法

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

(同法第123条により高等専門学校に準用)

5

高等専門学校設置基準

第3条の2 高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

第17条の3 高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第2項 高等専門学校は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

6

学士課程教育の構築に向けて (中央教育審議会答申) (平成20年12月)

公的及び自主的な質保証の仕組みの強化への
具体的な改善方策

- (1) 自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する等、内部質保証体制を構築する。
- (2) 組織における明確な達成目標を設定した上で、自己点検・評価を確実に実施する
- (3) 教育研究に関する情報を、自ら主体的にインターネット等を通じて広く公表する。

7

公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

- (1) 自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する等、内部質保証体制を構築する

これを担保するため、認証評価に当たっては、評価機関は、対象大学に対して、自己点検・評価の基準等の策定を求め、恒常的な内部質保証体制が構築されているか否かのチェックに努める。自己点検・評価の周期については、不断の点検・見直しに対して有効に機能するよう適切に設定する。

8

公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

(2) 組織における**明確な達成目標を設定した上で**

自己点検・評価を確実に実施する

単に現状を点検するのみならず、**成果と課題に関する評価を十分に行う**。評価結果の報告書では、**今後の改善に向けた取組の内容**についても盛り込むように努める。**達成目標の設定に当たっては、学習成果のアセスメントに関する指標や卒業後のフォローアップ調査による指標**（卒業生や雇用者からの評価を含む）を取り入れるように努める。また、実証的な調査・分析が可能となるよう、専門的な職員の確保など実施体制を整備する。

9

公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

(3) **教育研究に関する情報**を、自ら主体的にインターネット等を通じて**広く公表**する。

（この課題については大学分科会質保証システム部会で検討が進められており、関連する法令の改正のイメージ案を含め、審議経過がまとめられている。）

10

中央教育審議会大学分科会答申 高等専門学校教育の充実について（１）

（平成２０年１２月）

- 高等専門学校教育の充実の方向性：
【基本的な考え方】
 - それぞれの高等専門学校が自主的・自立的改革に不断に取り組、社会経済環境の変化に積極的に対応
 - 中堅技術者の養成から、幅広い場で活躍する多様な実践的・創造的技術者の養成へ
 - 多様な高等教育機関のうちの一つとして本科・専攻科の位置付けを明確に
 - 産業界や地域社会との連携を強化し、ものづくり技術力の継承・発展を担いイノベーション創出に貢献する技術者の輩出へ

11

中央教育審議会大学分科会答申 高等専門学校教育の充実について（２）

（平成２０年１２月）

- 高等専門学校教育の充実の方向性：
【具体的方策】
 - 教育内容・方法等の充実（「共同教育」の充実，一般教育の充実，技術科学大学との連携，企業人材の活用）
 - 入学者確保及び多様な学生への支援
 - 大学への編入学者増への対応
 - 教育基盤の強化
 - 教育研究組織の充実（科学技術の高度化に対応した学科のあり方の見直し，地域のニーズを踏まえた専攻科の整備・充実）
 - 高等専門学校の新たな展開
 - 社会との関わりの強化

12

平成23年度からの基準・観点の 主な変更点（1）

基準1-1 & 観点1-1-①：

学校の目的における「個性や特色」を明確化する視点の明示。
学科及び専攻科ごとの目的の学則等への明文化。

基準2-1 趣旨：

学科，専攻科の適切性に対する不断の見直しの視点を明示。

基準3-2 & 観点3-2-①：

「全教員の教育活動に対して，学校による定期的な評価が行われ，その結果を教員組織の見直し等に反映させていること。」という視点の明示。

基準4-1 & 観点4-1-①：

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の理解されやすい形での公表の視点を明示。

13

平成23年度実施からの基準・観点の 主な変更点（2）

基準5-3 & 観点5-3-①：

準学士課程の教育における「豊かな人間性の涵養」に
「一般教育の果たすべき役割」の視点を追加。

基準5-5 & 観点5-5-①：

専攻科の教育課程について，
「準学士課程の教育からの発展」の視点を追加。

基準5-7 & 観点5-7-①：専攻科の教育における
「教養教育の実施」の視点を追加。

基準6-1 & 観点6-1-⑤：

教育の成果や効果が上がっているかを評価する観点に，
卒業（修了）後の成果に関して意見を聴取する視点を追加。

14

平成23年度実施からの基準・観点の 主な変更点（3）

基準8-1 & 基準11-1：

「安全管理」「環境面への配慮」「危機管理」の視点。

基準9-1 & 基準11-2：

自己点検・評価において学校の策定した基準で行うことの視点を追加。

基準9-2 & 観点9-2-②：

「教育支援者に対する研修」の追加。

基準10-1 & 基準11-3：

「外部の財務資源の活用」，「外部の教育資源の活用」という視点の追加。

基準11-4 & 観点11-4-①：

「学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果」に関する情報をわかりやすく社会に発信しているかという視点の追加。

15

基準1の主な留意点

- 1-1-① 高等専門学校が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、……、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

留意点 → 現在公表、周知している目的の名称に係わらず使命、基本方針、達成目標の3項目が明文化されているか、また、達成目標として、学生が卒業時・修了時に身に付ける学力、資質・能力については、準学士課程、専攻科課程それぞれで明確に定められているか。

16

【自己評価書例1】

- 観点1-1-①：高等専門学校が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、……、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

（観点に係る状況）本校では、学校全体の使命、専攻科の使命を学則の中に定めている（資料1-1-①-1）。また、学科、専攻科の教育目的と教育目的を達成するための具体的な教育目標を定めている（資料1-1-①-2）。さらに、教育上の基本方針として……。

資料1-1-①-1

○学則

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は……を目的とする。

17

資料1-1-①-1(つづき)

第●章 専攻科

（目的）

第●条 専攻科は……を目的とする。

（出典：小平工業高等専門学校学則）

資料1-1-①-2

教育目的、教育目標の策定を示す資料

【教育目的】

本校は、……の高等教育機関として、地域の産業に貢献する……。準学士課程・専攻科課程での7年間の教育として、……の教育に力を入れ、……実践的技術者を養成することを目的としている。

【教育目標】

教育目的を達成するために、具体的な達成目標を、学生が身につけるべき学力、資質・能力等として、7項目を定める。

18

(1).....。

§

(7).....。

(出典:平成〇年〇月教員会議資料)

(分析結果とその根拠理由) 本校では、学則の中に高等専門学校の使命を、教育目的の中に養成すべき人材像を、教育目標の中に学生が身につけるべき学力、資質・能力として達成しようとする成果を定めている。また、教育上の基本方針も定めている。以上のことから、目的が、……明確に定められている。

〔当該自己評価書において、不明確である点〕

- ・準学士課程において達成しようとする基本的な成果(卒業時に身につけるべき学力、資質・能力等)が専攻科課程と区別されていない。(高等専門学校の教育は7年一貫教育ではない。)

19

〔不明確な点が無かった自己評価書例〕

- ・準学士課程において達成しようとする基本的な成果を専攻科とは別個に示している例。
- ・専攻科の「達成目標」を生かしつつ、サブ目標という形で準学士課程の「達成目標」を区別して示している例。

20

基準1の主な留意点(2)

- 1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

留意点 → 周知には、周知を図る（知らせる）取組と、周知されている（知っている）状態を含む。訪問調査時のインタビューは補助的なものであり、あくまで根拠資料は学校側で用意することが要求されている。教員には非常勤講師を含む。公表のターゲットは、受験生を含む入り口側と卒業（修了）生が進む出口側の両方である。

21

基準2の主な留意点

- 2-1-①, ②では、目的（使命、基本方針）との適合性ととともに、適切性を見直し状況を説明。
- 2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが**教育の目的を達成する上で適切か**という視点から分析。

留意点 → 特に地域共同テクノセンターなど研究を行うことを主たる目的として持つセンターを挙げる場合には、そこで行われている研究が教育の目的を達成する上で適切なものであることを示す。

- 2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

留意点 → 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が図られ、科目間の連携もうまくいっているか。

22

不明確な点が見られた事項

観点2-1-③において:

特に「地域連携センター」等の主に研究に関わるセンターをここにあげた場合において、そこで行われている研究と教育の目的との関連が記載されていない。

観点2-2-②において:

連携をおこなっていると自己評価している内容に科目の内容・進捗等がなく、会議等において、学生の成績の状況や態度等の状況の情報交換しか示されていない。

23

基準3の主な留意点

- 3-1-①から③では、**設置基準**との適合性のみならず、**目的**（使命、基本方針など）との適合性ならびに**各教員の専門、資格等**との適合性。
- 3-2-① 全教員の教育活動に対して、**学校による**定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して**教員組織の見直し等**、適切な取組がなされているか。
留意点 → 全教員の教育活動に対する学校による定期的な評価を**教員配置の適切化**に活用しているか。
- 3-2-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切な運用がなされているか。
留意点 → 採用や昇格にあたって、「教育上の能力を有する」ことを規定に沿ってどのようにチェック。²⁴

【自己評価書例2】

観点3-2-②：教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。

（観点到に係る状況） 本校では、教員の採用及び昇格に関する規定として「小平工業高等専門学校教員選考規則」（資料3-2-②-1）を定めている。また、校長を委員長とする教員選考委員会を設置し、採用及び昇格に関する事項を審議している。（資料3-2-②-2）

資料3-2-②-1

○小平工業高等専門学校教員選考規則

第1条 小平工業高等専門学校の教員の採用……この規則の定めるところによる。

附 則 この基準は、……。

（出典：小平工業高等専門学校規則集）²⁵

資料3-2-②-2

○小平工業高等専門学校教員選考委員会規程

第1条 小平工業高等専門学校の教員の採用……ため、教員選考委員会を置く。

附 則 この規程は、……。

（出典：小平工業高等専門学校規則集）

（分析結果とその根拠理由） 高等専門学校設置基準に定められた教員の資格のみならず、本校独自の選考規則を設け、その中の審査基準として、一般科目担当教員については……，専門科目担当教員については……と定めている。また、実際の審査は教員選考委員会において厳格に行っている。

〔当該自己評価書において、不明確である点〕

- ①**非常勤教員の採用**について、どのような規定が定められているか。
- ②教育を担当するにふさわしい**教育上の能力**を有するかどうかを判断するために、どのような規定が定められているか。また、実際にどのように判断が行われているか。
- ③「適切に運用がなされているか」について、選考委員会における**審議が適切に行われていることを示す根拠となる資料等**。
(個人情報、人事情報等公開出来ない資料等のため、自己評価書に添付できない場合には、訪問調査時の閲覧資料である旨を明記して、訪問時閲覧資料等としてもよいが、それ以外は添付することが原則(何でもかんでも、訪問調査時閲覧資料とすると書面調査が困難となり、訪問調査が大変になるので避けること。))

27

高等専門学校設置基準 第11条

(各基準の分析に当たっての留意点等についてp.9-10に抄録)

教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、**高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者**とする。

- 一 博士の学位を有する者。
- 二 専門職学位を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者。
- 三 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者。
- 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在籍し、技術に関する業務についての実績を有する者。
- 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者。
- 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者。

28

基準4の主な留意点（1）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が**明確に定められ**、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に**理解されやすい形で公表**されているか。

留意点 → **入学者に求める能力、適性等と入学者選抜の基本方針**を分析。（根拠資料は必ずしもアドミッション・ポリシーとして一つのものである必要はない。たとえば、アドミッション・ポリシーと募集要項等で分析・評価することも可能。）

29

基準4の主な留意点（2）

- 4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、**実際の入学者選抜が適切に実施**されているか。

留意点 → 特に**学力試験の実施**とアドミッション・ポリシーとの関連。
アドミッション・ポリシーに適合する学生であることを入学者選抜で確認しているか。

30

【自己評価書例3】

観点4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており，実際の入学者選抜方法が適切に実施されているか。

（観点に係る状況） 準学士課程の一般選抜については，学力試験及び調査書により，総合的に選抜している。準学士課程の推薦選抜では，調査書及び面談にて本校への入学を積極的に志望する学生を選抜している。準学士課程の編入学者選抜では，・・・選抜している。専攻科課程の入学者選抜では，・・・選抜している。

また，面接試験においては実施要領（資料4-2-①-1）及び面接評価票（資料4-2-①-2）に基づき面接を行っている。

合格者の決定は，校長を委員長とする入学試験委員会において行っている。なお，入学試験委員会関係資料については，訪問調査時の閲覧資料とする。

31

資料4-2-①-1

○小平工業高等専門学校 面接実施要領

<準学士課程>

推薦選抜の面接においては，この実施要領の……。

⋮

（出典：平成○年度第3回入学試験委員会資料）

資料4-2-①-2

○面接評価票（様式）

平成○年度推薦選抜 面接評価票

面接者氏名 _____

受験番号	氏名	意欲	適正	〇〇	〇〇	評価	備考

（出典：平成○年度第4回入学試験委員会資料）

(分析結果とその根拠理由) 準学士課程及び専攻科課程ともに学力優秀かつ勉学意欲の高い学生を受け入れるよう、選抜方法を工夫していることから、適切な学生の受入方法を採用している。合格者の決定に当たっては、入学試験委員会において、……決定していることから、実際の入学者選抜が適切に実施されている。

〔当該自己評価書において、不明確である点〕

- ①各入学者選抜方法(配点, 出題内容, 面接内容等)がアドミッション・ポリシーをどのように反映したものであるかを確認できない。

33

〔不明確の点が無い自己評書の例〕

- ①アドミッション・ポリシーをどのように反映すれば、現在実施されている入学試験方法となるのかを示している例。
- ②学力試験については、アドミッション・ポリシーのうち、学力試験を実施する根拠となるものと、なぜそれが根拠となりうるかについての考え方を示している例。

34

基準5の主な留意点（1）

- 5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

留意点 → ここでは、特に、目的のうち、**達成目標**である、**学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力に照らして**、教育課程の体系性を授業科目の配置と共に示しているか。

35

【自己評価書例4】

観点5-1-①：教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

（観点到に係る状況） 教育課程表（資料5-1-①-1）に示すとおり、低学年では・・・、高学年に・・・となる「くさび形」の科目配置を行っている。低学年（1～3年次）では、・・・のため、ほぼ全ての授業科目が必修となっており、・・・等の授業科目を配置している。高学年では、・・・の授業科目を必修科目とするほか、選択科目の割合を約6割とし、・・・している。また、各学科に関する専門知識及び実践的技術を段階的に修得するための授業科目の配置及び内容は、授業科目系統図（資料5-1-①-2）に示すとおり、・・・であり、体系的になっている。

36

資料 5-1-①-1

○一般科目及び各学科の教育課程表

学年	科目	単位数	履修条件
1	国語	2	
1	数学	2	
1	英語	2	
1	社会	2	
1	理科	2	
1	体育	2	
1	芸術	2	
1	総合	2	
2	国語	2	
2	数学	2	
2	英語	2	
2	社会	2	
2	理科	2	
2	体育	2	
2	芸術	2	
2	総合	2	
3	国語	2	
3	数学	2	
3	英語	2	
3	社会	2	
3	理科	2	
3	体育	2	
3	芸術	2	
3	総合	2	
4	国語	2	
4	数学	2	
4	英語	2	
4	社会	2	
4	理科	2	
4	体育	2	
4	芸術	2	
4	総合	2	

(出典：学生便覧)

資料 5-1-①-2

○各学科の授業科目系統図

学年	科目	単位数	履修条件
1	国語	2	
1	数学	2	
1	英語	2	
1	社会	2	
1	理科	2	
1	体育	2	
1	芸術	2	
1	総合	2	
2	国語	2	
2	数学	2	
2	英語	2	
2	社会	2	
2	理科	2	
2	体育	2	
2	芸術	2	
2	総合	2	
3	国語	2	
3	数学	2	
3	英語	2	
3	社会	2	
3	理科	2	
3	体育	2	
3	芸術	2	
3	総合	2	
4	国語	2	
4	数学	2	
4	英語	2	
4	社会	2	
4	理科	2	
4	体育	2	
4	芸術	2	
4	総合	2	

(出典：シラバス)

(分析結果とその根拠理由) 高学年になるに従って専門科目の割合が高くなる，くさび形の科目配置により，卒業時に必要な能力が身に付くよう教育課程の体系性を確保している。授業の内容は，
 ・ ・ ・ ・ ・ であり，全体として ・ ・ ・ ・ ・ 適切なものになっている。

当該校で、「Ⅱ目的」で教育の目的(達成目標)に掲げている内容
 (1)豊かな教養及び日本語・外国語によるコミュニケーション能力
 (2)各学科に関する専門知識及び実践的技術
 (3)高度な情報化社会に対応する情報リテラシー能力

〔当該自己評価書において，不明確である点〕

- ①教育の達成目標である，「豊かな教養」，「日本語・外国語によるコミュニケーション能力」，「高度な情報化社会に対応する情報リテラシー能力」を卒業時まで身に付けさせるための，教育課程の体系性(授業科目の配置)はどのようなものであるか。
- ②根拠となる資料が縮小されているため，判別が困難である。

基準5の主な留意点（2）

- 5-4-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

留意点 →規定等に従った**適切な運用**。**厳格性**や**一貫性**を示す根拠資料（通常は訪問調査時の見学で、**試験問題の内容**とも合わせ確認させて頂く）。意見の申し立ての機会の有無。

39

基準6の主な留意点（1）

- 6-1-① 高等専門学校として、その教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

留意点 → 5-1-①で授業科目が教育の**達成目標**（学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、また、養成しようとする人材像等）を達成するように体系的に構成されているとして、**単位取得状況、卒業（修了）認定状況から把握・評価**としている場合には、**選択科目の取り扱い**に留意。

40

基準6の主な留意点（2）

- 6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

留意点 → 学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果が上がっていることの分析に適切であるとした6-1-①記載の取組に基づいて、教育の成果が上がっているかを分析。
（単位取得状況で分析する場合には、**選択科目の位置づけ（それらをどのように修得しなければならないとしているかが明確か）**に留意。）

41

【自己評価書例5】

観点6-1-②：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

（観点到に係る状況）単位取得状況は、資料6-1-②-1に示すとおり良好である。進級・卒業（修了）状況は、資料6-1-②-2に示しているが、3年終了時に進路変更のため退学者がやや多くなっているものの、高専の平均的な数値である。資格取得状況は、資料6-1-②-3に示すとおり、ここ数年増加傾向にある。卒業研究（専攻科特別研究）の題目は資料6-1-②-4に示すとおりで、各学科（専攻）にふさわしい内容となっている。

42

資料 6-1-②-1

成績一覧表

	英語C	ドイツ語	〇〇学	〇〇学	〇〇学

(出典：単位取得会議資料)

資料 6-1-②-2

進級・退学状況

	原級者数					計
	1年	2年	3年	4年	5年	
総括						
電気						
建築						
〇〇						
〇〇						

	退学者数					計
	1年	2年	3年	4年	5年	
総括						
電気						
建築						
〇〇						
〇〇						

(出典：教員会議資料)

資料 6-1-②-3

資格・検定試験の状況

	平成〇年度		平成〇年度		平成〇年度	
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者
〇〇検定						
〇〇検定						
.....						
.....						
.....						

(出典：教員会議資料)

資料 6-1-②-4

卒業研究題目一覧

<〇学科>	題目

(出典：教員会議資料)

(分析結果とその根拠理由)単位取得，進級・卒業状況ともに良好であり，資格取得の増加傾向，卒業研究(専攻科特別研究)の内容から，教育の成果や効果が上がっている。

〔当該自己評価書において，不明確である点〕

①各学年や卒業(修了)時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力等(達成目標)について，**教育の成果や効果が上がっている**か。

(この観点では，単位取得状況等を資料・データとして提示するだけでは十分ではなく，各学年や卒業(修了)時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力等(達成目標)について，それらをどのように評価し，その結果から教育の成果や効果が上がっているかをどのように分析できるのかを示すことが必要。)

基準6の主な留意点（3）

- 6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等，学生からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

留意点 → ここで言う学習達成度評価は，各授業の授業目標の達成度の評価ではない。また，単位修得状況の確認による達成状況の確認でもない。教育の達成目標としての，**学生が卒業時に身に付ける学力，資質・能力について，それを達成できたかについての学生による直接の評価である。**

45

【自己評価書例6】

観点6-1-④：学生が行う学習達成度評価等，学生からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

（観点到に係る状況） 本校では，授業評価アンケートで各授業科目の達成目標に対する達成状況を評価させ，多くの学生が各授業科目の目標を達成できている。

資料6-1-④-1

授業評価アンケート結果

単位：%	達成した	大体達成した	あまり達成していない	全く達成していない	わからない
〇〇基礎	20	50	10	5	15
〇〇学	30	50	5	0	15

（出典：教員会議資料）

46

(分析結果とその根拠理由) 各授業科目の達成目標は、おおむね達成されていることから、学校の意図する教育の成果や効果が上がっている。

〔当該自己評価書において、不明確である点〕

- ①学習達成度評価が行われているか。
(学習達成度評価とは、学生自身が卒業(修了)時に身に付ける学力、資質・能力についての自己の学習達成度を評価したもので、各授業科目の達成状況評価(いわゆる授業評価アンケート)とは異なることに注意。)
- ②その結果から、学校の意図する教育の成果や効果が上がっているか。

47

基準9の主な留意点

- 9-1-② 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、**学校として策定した基準に基づいて**、適切に行われているか。

留意点 → ここで言う**自己点検・評価**は、学校教育法に規定するものであり、それぞれの**学校として策定した基準に基づいて**行うべきものである。

48

【自己評価書例7】

- **観点9-1-②**：学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており，それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が，学校として策定した基準に基づいて，適切に行われているか。

※【自己点検・評価】

学校教育法第109条に規定される，大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該大学の教育研究等の状況について評価し，その結果を公表するとともに，その結果を踏まえて改善を行っていくもの。高等専門学校においては，同法第123条において準用されている。

(観点に係る状況) 授業評価アンケートが平成14年度から毎年定期的実施され，この結果(前掲資料3-2-②-1)を踏まえて改善が行われている(資料9-1-②-1)。

授業評価アンケート報告書	資料9-1-②-1
授業評価アンケート報告書 平成14年●月 小平工業高等専門学校	目次 はじめに 1章 学生による授業評価アンケート 1.調査目的・・・・・・・・P1 2・・・・・・・・・・・・・・ 3・・・・・・・・・・・・・・ 4.改善方針・・・・・・・・P6 5.今後の課題・・・・・・・・P8

(分析結果とその根拠理由) 授業評価アンケートにより学生の意見聴取が行われており，各教員はこの結果を踏まえて改善を行っていることから，教育の状況に関する自己点検・評価が適切に行われている。

【当該自己評価書において，不明確である点】

- ① 学生のみならず教員，学外関係者等の意見の聴取の結果を基に学校教育法に定める自己点検・評価が行われているか。(授業評価の目次では，意見の聴取がどのように行われているか，また，それらを基に自己点検・評価がどのように行われているかの確認が困難であるので，それらが具体的に分かる資料を基に記載。

※各教員がアンケート結果に基づいて改善を行っていることについては、9-1-④で分析する。

〔その他の留意点〕

観点9-2-①と9-2-②において：

FDがどのように教育の質の向上や授業の改善に結びついているかを教員について分析するとともに、教育支援者等に対する研修等で、その資質の向上を図る取組が行われているかについて記載。

51

基準11の主な留意点（1）

- 11-3-② 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。

留意点 → 外部の教育資源の活用は、中央教育審議会答申で謳われている「共同教育」の理念に沿う取組を想定している。

例えば、地域の高等教育機関との連携、産学連携関係の共同教育、地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動の指導支援等。

52

基準11の主な留意点（2）

- 11-4-① 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

留意点 → 学校教育法第113条等に対応するための観点。同第115条第2項に定められている高等専門学校の目的「教育の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ために、公的な教育機関として情報公開が望まれる項目（中央教育審議会大学分科会の審議経過の概要）についての情報公開。

53

選択的評価事項に係る自己評価

54

選択的評価事項の留意点

- 選択的評価事項A 研究活動の状況
研究活動の目的に照らして評価する。
個々の研究者の持つ研究目的ではない。
機関として研究活動を位置づける目的。
原則、個々の研究の水準評価ではない。
- 選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況
正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供
この事項の目的に照らしての評価。

55

◇選択的評価事項に係る留意点

目的の達成状況等の評価することから、**目的の内容（項目）をより具体的かつ明確に示す**ことが必要であり、また、目的として列挙された**全ての項目**について自己評価することが必要。機構はその**全ての項目**について評価することに留意すること。

56

留意点総括

- ・ 自己評価は教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた高等専門学校の主体的取り組みの一環
- ・ 根拠資料・データに基づく、客観的な分析
→ 評価担当者に対するわかりやすさ
- ・ 「対象高等専門学校の現況及び特徴」，「目的」，「自己評価の概要」は，原文のまま評価報告書に掲載，公表
- ・ 評価結果とともに，対象校から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトリンク
→ 社会に対するわかりやすさ